

平成 28 年 12 月 26 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男



成年後見制度についての研修会

～**法改正**で何が変わったのか・医療行為の同意・死後の実務について～

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

みなさん成年後見制度に関する法律が変わりましたがご存知でしたか？成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行されました。法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

そこで、法改正で何がどう変わったのかわかりやすく説明頂き、また、「判断能力が低下した方の医療同意」・「死後の実務」についてご講義いただきたいと思っております。

講師には、昨年度に引続き弁護士の井上計雄氏にご登壇いただきます。貴重な研修会です！多数のご参加をお待ちいたしております。

記

1. 日 時 平成 29 年 2 月 22 日（水） 受付 13：30～ 研修会 14：00～16：00
2. 場 所 大阪市立社会福祉センター 3 階 第 1 会議室 【別紙地図参照】
大阪市天王寺区東高津町 12-10
3. 講 師 谷・井上法律事務所 弁護士 井上 計雄 氏
(大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員他)
4. 内 容 法改正で何が変わったのか・医療行為の同意について・死後の手続きと実務
5. 定 員 80 名
6. 対 象 者 大阪市老人福祉施設連盟 加盟施設職員（加盟施設以外の方も参加可能）
7. 申込期限 平成 29 年 2 月 8 日（水） 定員になり次第締切りいたします。
8. 参 加 費 (加盟施設職員) ¥1,000 (一般) ¥2,000

【発信元：一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟】

成年後見制度についての研修会

～**法改正**で何が変わったのか・医療行為の同意・死後の実務について～

研 修 申 込 書

- ※ 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟事務局までFAXでお申込み下さい。
- ※ 申し込み期限 平成29年2月8日(水) 定員になり次第×切らせていただきます。
- ※ 参加者には2月9日(木)以降に参加券をFAXいたします。
- ※ 参加券は当日受付にて領収書と引き換えさせていただきます。

<一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局FAX番号>

FAX 06-6765-3612

研修名 成年後見制度についての研修会

施設名 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

氏名	職種	備考
(フリガナ)		
(フリガナ)		
(フリガナ)		

※ 研修申込書の情報は、個人情報保護法に基づき、名簿の作成など運営を円滑に行う目的以外に活用致しません。

<連絡先>

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟事務局

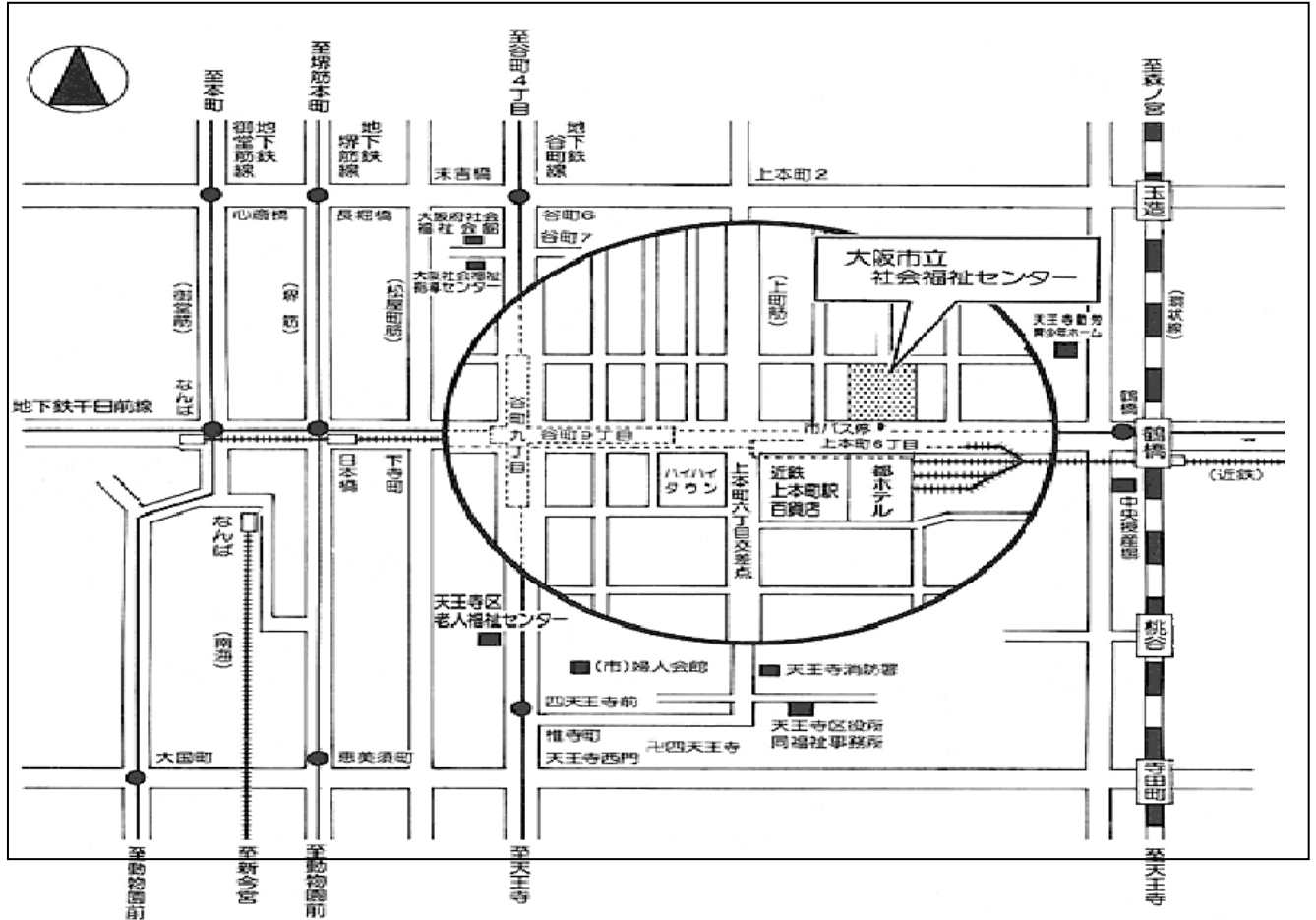
松下・山本

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10

市立社会福祉センター3階

TEL : 06-6765-3611 FAX : 06-6765-3612

【 大阪市立社会福祉センター 地図 】



・近鉄【上本町駅】から	徒歩 約 3 分
・地下鉄【谷町九丁目駅】から	徒歩 約 7 分
・【なんば駅】から地下鉄【谷町九丁目駅】および【近鉄上本町駅】	約4分
・【天王寺駅】から 地下鉄（谷町線）【谷町九丁目駅】	約4分
・【大阪駅（地下鉄東梅田駅）】から【谷町九丁目駅】	約10分

<連絡先>

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟事務局

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10

大阪市立社会福祉センター内

TEL : 06-6765-3611 FAX : 06-6765-3612